

広報おたる広告掲載要綱

制 定 平成20年 4月15日

改 正 平成31年 2月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保するため、小樽市が発行する「広報おたる」に民間企業等の広告（以下、単に「広告」という。）を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 市は、市内の広告代理業者と契約を締結の上、「広報おたる」に掲載する広告の掲載依頼者となる事業者を確保するものとする。広告代理業者は、本要綱第3条及び第4条に基づき、広告の掲載依頼者となる事業者と広告掲載に係る契約を締結するものとする。また、特別な事情があるときには市と広告代理業者により調整する。

(掲載しない広告)

第3条 広告を閲覧する消費者等の保護を図るため、次に該当する広告は扱わないものとする。

(1) 広告の内容で掲載対象としないもの

- ① 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題性についての主義又は主張に当たるもの
- ⑦ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑧ 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- ⑨ 商品先物取引又はこれに類するもの
- ⑩ あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- ⑪ 広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(2) 広告の掲載依頼者となる事業者の業種によって記載対象としないもの

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- ③ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2号に規定する貸金業
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者

- ⑤ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業
- ⑥ 違法又は不当な行為により営業停止その他不利益処分を受けている事業者

（広告内容の承認）

第4条 「広報おたる」に掲載する広告の掲載依頼者となる事業者は、市と広告取り扱い業務の契約を締結している広告代理業者を介して、掲載しようとする広告の原稿をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、広告代理業者から提出された印刷原稿について、掲載することが適当でないと認めるときは、広告代理業者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

（広告料の納付）

第5条 広告代理業者は、広告の掲載依頼者となる事業者から広告掲載料を徴し、市長が指定する期日までに必要経費を差し引いた広告料を納付しなければならない。

- 2 広告の掲載依頼者となる事業者の負担額は広報おたる広告仕様書で定める広告掲載料を上限とする。

（広告料の還付）

第6条 既に納付した広告料は、還付しない。ただし、広告の掲載依頼者となる事業者及び広告代理業者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止したときは、その一部又は全部を還付することができる。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告料には、加算金を付さない。

（広告の掲載依頼者となる事業者及び広告代理業者の責務）

第7条 広告の掲載依頼者となる事業者及び広告代理業者は、内容その他掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告の掲載依頼者となる事業者及び広告代理業者は、広告掲載の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 3 広告の掲載依頼者となる事業者及び広告代理業者は、自己の責めに帰すべき事由により市に損害が発生した場合には、その損害を賠償しなければならない。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月1日総務部長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。